

# 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案の概要

## 法律改正の必要性

### ▶生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり

・生物多様性基本法の制定（平成20年）等、生物多様性の保全に対する国民的要請の拡大

### ▶生物を育む、豊かな海域の適切な保全

干潟、サンゴ礁等の生物多様性に富んだ海域は、海の恵みを育む場であり、美しい景観は重要観光資源となるなど、豊かな国民生活を支える環境として適切な保全が必要

- ・現行の制度（海中公園地区）は海中の景観のみを保全の対象としており、海中と海上が一体的に豊かで美しい海域環境を構成する、干潟、岩礁域等の保全には不十分
- ・一方、無秩序なウォッチングツアー等による海域の野生動物への影響等が顕在化

### ▶シカの食害等により損なわれた生態系の回復

・シカによる食害の深刻化、他地域からの動植物の侵入等による生態系への被害が各地で発生

## 生物の多様性の確保のための施策の充実

### 改正案の骨子

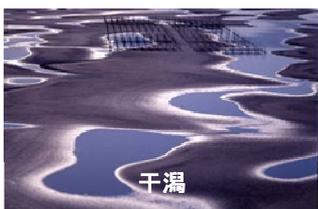
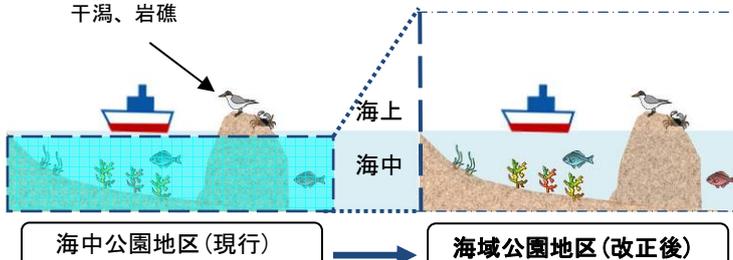
#### 1. 目的規定の改正※ — 「生物の多様性の確保」を目的規定に追加 —

#### 2. 海域における保全施策の充実

##### ①海域公園地区制度の創設※

海中だけを対象とした海中公園地区を、海上を含む制度に見直し、海中と海上が一体的に豊かな生物多様性を育む、干潟、岩礁域等の保全を推進

干潮時に干出する  
干潟、岩礁



##### ②海域における利用調整地区制度の創設

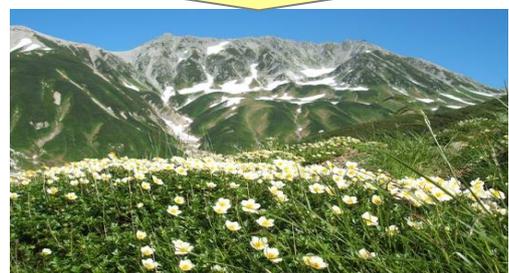
過剰な利用をコントロールして、海域の生態系の保全と持続可能な利用を推進

#### 3. 生態系維持回復事業の創設※

国立公園等でのシカの食害等の生態系被害を防止するため、防護柵の設置等を始めとした「生態系維持回復事業」を実施し、生態系の維持回復を促進



生態系の維持回復



#### 4. 特別地域等における動植物の放出等に係る規制の強化等※

生態系に被害を及ぼす動植物の放出等や木竹の損傷について規制を追加

※自然環境保全法についても同様の改正を実施

施行日：公布の日から起算して1年以内を予定